人権の考え方の広がり

人権の考え方は、なぜ自由権から社会権へ、さらに世界へと広がってきたのか

日本国憲法 第97条

基本的人権は「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」

人権の考え方は、社会の課題に応えながら、①→②→③と広がってきた。

もとになった考え（17〜18世紀）

人は生まれながらに自由で平等
（市民革命と人権思想）

1 18世紀ごろ

自由権

国家からの自由

国が、人々の考え・行動・財産に
不当に立ち入らない

例：アメリカ独立宣言（1776年）
フランス人権宣言（1789年）

日本国憲法　自由権（精神・身体・経済活動）
18〜23・29・31〜39条

なぜ広がった？

産業革命の後、資本主義が発展し、
貧富の差・失業・労働問題などの
社会問題が広がった

→ 自由だけでは、人間らしい生活を守れない

2 20世紀

社会権

人間らしく生きる権利

人間らしい生活を送れるように、
国に保障を求める

例：ワイマール憲法
（1919年・ドイツ）

日本国憲法　社会権（生存権・教育を受ける権利・
勤労の権利など）25〜28条

なぜ広がった？

第二次世界大戦で、多くの人々の
人権が大きく損なわれた

→ その反省から、人権を国際社会全体で守る

3 第二次世界大戦の後

人権の国際的な保障

国をこえて人権を守る

人権を、人類に共通の課題として
国際社会全体で守る

例：世界人権宣言（1948年・国際連合）
国際人権規約、子どもの権利条約

日本国憲法　日本も条約を結び、誠実に守る
（第98条2項）

**①は今も大切な権利で、②③が
加わって広がった。日本国憲法は
①〜③のすべてを受け継いでいる。**

※ 年は代表的な例。時代の区切りは大まかな目安。数字は日本国憲法の条（基本的人権の分け方と範囲は教科書によって少し異なる）。